

政務活動費 使途基準（詳細）

科目	科目内容	経費明細	経費明細内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費	調査研究・調査委託に係る資料の印刷・コピー代
		調査委託費	調査に係る業者等への委託費
		文書通信費	調査研究・調査委託に係る通信費（郵送料等）
		交通費	「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		宿泊費	「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		<p>●注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察日時、視察先、調査事項、行程、参加議員数を視察予定日3週間前までに議長に届け出ること</li> <li>・県内の行政視察は、原則として宿泊を認めない。やむを得ない理由（研修等で宿泊を必要とする場合など）がある場合、理由を附し議長に届け、許可を得る。</li> <li>・行政視察を実施した場合、視察報告書を作成し、議長に報告する。</li> <li>・海外及び旅行会社等の企画商品による行政視察は認めない。</li> <li>・視察先への手土産代は認めない。</li> </ul>	
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費	講師謝金・交通費・宿泊費・車借上代	講師への謝礼金 講師交通費・宿泊費・送迎用車両借上代については実費領収書
		会場使用料	研修会開催のための会場使用料
		機材借上費	研修会開催に係る音響設備・プロジェクター等借上費
		手話通訳代	（契約書）
		要約筆記代	（契約書）
		文書通信費	研修会開催に係る通信費（郵送料等）

研 修 費	団体等が開催する研修会の参加に要する経費	文書通信費	研修会参加に係る通信費（郵送料等）
		参加負担金・会費	（団体発行の領収書）
		交通費	「古河市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		宿泊費	「古河市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		●注意事項 研修会等に出席した場合、報告書を作成し、議長に報告する。	
広 報 費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷製本費	発行者名は、古河市議会議員〇〇〇〇とする。〇〇〇〇後援会等のものは認めない。広報紙・報告書は収支報告書に添付する。
		会場使用料	議会（市政）報告会等開催のための会場使用料 会場における茶菓子代は認めない。
		機材借上費	議会（市政）報告会等開催に係る音響設備・プロジェクター等借上費
		文書通信費	議会（市政）報告会等開催に係る通信費（郵送料等） 広報紙の送料（市内については、特別料金（割安）を使用する。） インターネットホームページの作成・更新費用
広 聴 費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費	会議録の印刷製本費（契約書）、広聴に係る資料の印刷・コピー代
		会場使用料	住民からの要望等の聴取、住民相談等の活動のため会場使用料 会場における茶菓子代は認めない。
		機材借上費	住民からの要望等の聴取に係る音響設備・プロジェクター等借上費
		文書通信費	住民からの要望等の聴取に係る通信費（郵送料等）

要請・ 陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費	要請・陳情活動に係る資料の印刷・コピー代
		文書通信費	要請・陳情活動に係る通信費（郵送料等）
		交通費	国等に要請・陳情活動をするための交通費 「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		宿泊費	国等への要請・陳情活動をするための宿泊費 「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
会 議 費	議員が行う各種会議に要する経費	会場使用料	会議開催のための会場使用料 会場における茶菓子代は認めない。
		機材借上費	会議開催に係る音響設備・プロジェクター等借上費
		資料印刷費	会議開催に係る資料の印刷・コピー代
		文書通信費	会議開催に係る通信費（郵送料等）
	団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	交通費	「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		宿泊費	「古河市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」に準じて支出する。
		文書通信費	会議参加に係る通信費（郵送料等）
		参加負担金・会費	（会議主催者等発行の領収書）
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費	資料のコピー代、写真現像代、デジカメプリント代等
		翻訳料	（契約書）
		反訳料	（契約書）
		原稿料	（契約書）

資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費	5万円以上のものは、原則として会派室にて保管する。
		新聞雑誌購読料	定期刊行物の購読料 一般紙（読売、毎日、産経、朝日、東京）は1紙のみとする。 専門紙（日経、茨城、農業新聞等）は、紙数の制限なし 地方紙は、紙数の制限なし
		有料データベース利用料	法令・新聞等のデータベース利用登録料・使用料 新聞社の電子データベースの件数については、新聞購読料に準ずる。
人件費	議員が行う活動を補助する者を雇用する経費	臨時賃金	雇用については、民法上の親族は除く。 時給の条件は、市の基準（830円）に準ずる。 雇用する場合は、契約書を取り交わし、収支報告書に添付する。
事務費	議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費	事務所の賃借料 維持管理費・備品 購入費	事務所の賃借料（契約書） 事務所の維持管理費 事務所の備品購入費
		文書通信費	郵送料・ファックス通信費
		事務機器・事務用品購入費	プリンター、デジカメ等の事務機器購入（同一機種は任期中1回のみ） 事務用消耗品代
		リース代	5万円以上の事務機器、事務用品等（契約書）

## 支出対象外の項目

- (1) 国政報告会及び県政報告会に要する経費
- (2) 政党、後援会等の会議経費
  - ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・作成
  - 政党組織の事務所設置維持経費、党大会賛助金、党大会参加費、参加旅費
- (3) 慶弔関係
  - ・ 祝金、せん別、花輪代、寸志、中元、歳暮、見舞金、香典
  - ・ 祝賀会参加費用、慶弔電報、年賀状等の慶弔費
  - 冠婚葬祭
    - ・ 葬儀、祝賀会、結婚式、祭り、宗教活動等の経費
- (4) 党費、会派の会費等の選挙活動経費、選挙ビラ等の印刷・作成
- (5) 遊興、娯楽その他に用いるレクリエーション費
- (6) 後援会活動経費
  - 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・作成
  - 後援会主催の報告会等の関係経費
- (7) 議会活動以外の飲食費
  - 親睦会、レクリエーション等のための経費
    - ・ 町内会費、婦人会、ライオンズクラブ等の会費
- (8) 名目のいかんに係わらず、個人的な用途に充てる経費